

八王子市立第八小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。したがって、すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、外部の公的機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

また、「いじめを許さないまち八王子」条例が、平成29年3月28日に交付されたことや令和4年2月に「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」が改訂されたことを受け、学校、保護者、地域が一体となって、健全な子どもの育成に携わっていく。

2 主な取組

(1) 道徳教育等の充実

- ①道徳科または特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②道徳授業地区公開講座の際、「命の大切さ」「友情」を題材とした授業を公開する。
- ③国語教育を要として、コミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。
- ④特別活動等の実践を通して、児童会における活動等、あいさつ運動等の児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑤家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対応のための時間（いじめ対策委員会）」を週一回設定して児童の情報を共有し、組織的に対応する。また、学校いじめ対策委員会を年間35回開催し、必要に応じて臨時でも行う。議事録の作成と保管を徹底する。
○いじめ対策委員会[構成]
校長・副校長・生活指導主幹・養護教諭・スクールカウンセラー・いじめ対策コーディネーター・該当学年・該当児童担任
- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- ③いじめに関する児童アンケート結果等を踏まえ、必要に応じて随時面談を実施する。
- ④SCによる5年生の全員面談、教職員による日常的な相談活動を充実させる。
- ⑤子ども見守りシートを年度当初（保護者会）に配布し、家庭での早期発見に協力してもらうとともに、今後の対応について学校全体で話し合い、保護者にも知らせる。
- ⑥入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ学校いじめ防止基本方針の内容を説明する。
- ⑦相談できる大人アンケート及びSOSの出し方に関する授業を実施する。
- ⑧5.6年生にQ-Uテストを実施し、分析して活用する。
- ⑨「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、一人一人の児童がいのちについて考える。
- ⑩いじめ防止研修を年3回実施する。スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーを講師として招聘す

る場合もある。

⑪「気になる児童の状況把握」「個票システム」により児童の状況と不登校の様子を把握し、対応する。

⑫学校評価アンケートによる評価を、学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ・自殺防止に対する対策の推進

①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、年度当初や各学期末に家庭へのプリントを配布し協力を依頼する。

②児童・保護者向けセーフティ教室を行い、メディアリテラシーの向上を図る。

③学習用端末のインターネット検索履歴にフィルターをかけ、「自死・自殺」に関する検索をした児童を早期に把握し、児童に寄り添った指導を行う。

3 いじめが発生した場合の対応

被害児童の心情理解を第一として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

(1) いじめの事実確認を徹底して行う。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

(3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

(4) 大人が強く介入しなければ解決できないいじめについては、学校いじめ対策委員会で検討し、いじめを受けた児童、保護者に事実確認、今後の対応の了解を得て「いじめ認知報告書」を作成し、教育委員会に報告する。いじめが解消し、その後少なくとも3か月間いじめが起きなければいじめを受けた児童、保護者に了解を得た上で「いじめ解消報告書」を教育委員会に報告する。

(5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

(6) いじめに関係した児童をその後も長期的に見守り、次年度への引き継ぎを確実にを行う。

(7) 必要に応じて学校全体に対する指導を行う。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供し、安全確保と不安解消を図る。

(3) 教育委員会や警察、関係諸機関（学校サポートチーム）と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

(4) 加害児童への毅然とした指導と必要な対応をする。

5 その他

(1) いじめチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

(2) 学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直していく。

(3) いじめの防止等のための取組を学校評価の項目に設定する。

(4) 児童、保護者、地域、関係機関等へ、全校朝会、学校説明会、保護者会、学校運営協議会などで、いじめ防止基本方針の内容を説明する。

*令和3年8月31日、*令和3年11月11日、*令和4年4月 1日、*令和4年4月20日

*令和5年4月20日、*令和7年 4月28日、*令和8年4月28日

一部訂正・追記